

○府中市空家等対策協議会運営規則 新旧対照表

新	旧
<p>府中市空家等対策協議会運営規則</p> <p>第1条～第3条（略） （代理出席）</p> <p>第4条 条例第4条第2項第4号に<u>規定する</u>委員は、その委員の属する機関の職員を代理人として会議に出席させることができる。</p> <p><u>2 市長が出席できないときは、副市長を代理人として会議に出席させることができる。</u></p> <p>第5条（略） （議事録）</p> <p>第6条 議長は、庶務を行う者に対し議事録を調製させ、会議の次第を記録させなければならない。</p> <p>2 前項の議事録には、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。</p> <p>3 議事録は、原則として公開するものとする。ただし、議事録の内容が府中市情報公開条例（平成11年府中市条例第16号）第7条各号に<u>掲げる</u>非公開情報を含む場合は、議事録の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p>第7条（略）</p>	<p>府中市空家等対策協議会運営規則</p> <p>第1条～第3条（略） （代理出席）</p> <p>第4条 条例第4条第2項第4号に<u>定める</u>委員は、その委員の属する機関の職員を代理人として会議に出席させることができる。</p> <p>第5条（略） （議事録）</p> <p>第6条 議長は、庶務を行う者に対し議事録を調製させ、会議の次第を記録させなければならない。</p> <p>2 前項の議事録には、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。</p> <p>3 議事録は、原則として公開するものとする。ただし、議事録の内容が府中市情報公開条例（平成11年府中市条例第16号）第7条各号に<u>規定する</u>非公開情報を含む場合は、議事録の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p>第7条（略）</p>